

令和元年11月13日	参考資料 1
第35回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会	
平成31年 3 月28日	資料 2
第34回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会	

特定健診データ等の保険者間の引継ぎ、
マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧について

第32回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会での意見

1. 特定健診データ等の管理期間等のあり方

- データの保存期間は5年が妥当。記録の管理期間は他の制度においても5年保存とされており、制度毎に保存期間が変わるのは現場が混乱する。
- 健診や保健指導において2、3年以上前の健診結果はあまり参照しない。5年分で良い。
- データの保存期間は長いほど良いと思うが、管理の手間やコスト面の課題も生じることから、5年程度が妥当と考える。
- 効果的に活用されるよう、例えば特定保健指導を実施している保健師から、どの程度のデータがあれば指導できるかといった意見を取り入れられると良い。具体的な議論はワーキンググループでお願いしたい。

2. 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法、照会・提供の仕組み

- 保険者の異動はよくあり、引き継がれるのは重要である。しっかり運用・機能できる方法を検討してもらいたい。
- 健診実施機関から事業者健診のデータをオンライン資格確認等システムに直接登録できる仕組みを構築していただきたい。
- 法定報告をベースとした場合、提供できるデータは1年半前のものとなるため、健診実施機関から直接登録できる仕組みを構築していただきたい。
- 特定健診だけではなく他の健診が取り込めるかも含めて議論していただきたい。

3. マイナポータル等での特定健診データ等の表示

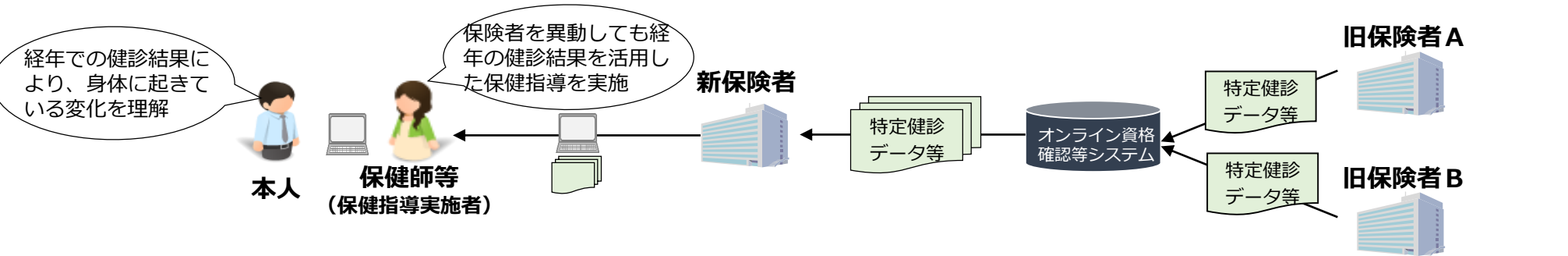
- 75歳を過ぎてもマイナポータルで特定健診データ等を閲覧できるよう、後期高齢者医療広域連合が実施する健診も含めて議論していただきたい。
- 特定健診データ等以外にもベンチマークとなり、行動変容につながる情報を掲載するなど、マイナポータルで閲覧できる情報についても検討いただきたい。
- 民間PHRサービスとの役割分担は明確化していただきたい。
- マイナポータルでの閲覧はシンプルなものが良い。それ以上の情報については民間PHRサービスが考え提供すれば良い。二重コストにならないようにしていただきたい。
- データの活用方法が重要であり、見やすさや健康づくりにつながる仕掛けを検討していただきたい。

オンライン資格確認等システムを活用した特定健診データ等の保険者間の引継ぎについて (基本的な考え方)

- 従来、特定健診等データの保険者間の引継ぎについては、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、保険者にとって新規加入者の過去の特定健診等データを活用して、本人の過去の状況や病歴等の特性に応じた、個別の保健事業へのアプローチが可能となること等のメリットが指摘されてきた。
- 一方で、一律的・網羅的な対応を行うためには、保険者において一定のシステム改修が必要であるが、マイナンバー制度の運用状況も踏まえる必要があったことから、これまで特段の対応は行わず、当面の間、紙又は電子媒体での引継ぎを行っている。
- 現状において、新規加入者などに対する保健指導等において過去の健診結果を活用している例は少ない。
- 現在マイナンバー制度のインフラを活用したオンライン資格確認等システムの整備が進められており、特定健診データ等の引継ぎの重要性や現状を踏まえ、効率的な引継ぎが行えるよう、この環境を活用した仕組みを整備することとする。
- また、加入者の予防・健康づくりを促進する観点から、マイナポータルでの特定健診データ等の閲覧や民間PHRサービスへの情報連携の仕組みについても併せて構築する。

経年の特定健診結果を活用した効果的な保健指導の実施

保険者間の特定健診データ等の引継ぎ



過去の健診結果を活用している例が少ない

- ・ 特定健診の記録の提供を求められた旧保険者は、新保険者に記録（紙又は電子媒体）を提供しなければならないが、実際に旧保険者に照会し活用している例は少なく、新保険者ではその年の健診結果のみを用いて保健指導をしているとの指摘がある。

効率的に記録の提供・取得ができる仕組みがない

- ・ 現在、主として紙で記録を引き継いでいる。
- ・ 予防・健康づくりの進展に伴い、今後は、保険者間の特定健診データ等の引継ぎの機会の増加が見込まれるため、事務負担の増加も予想される。

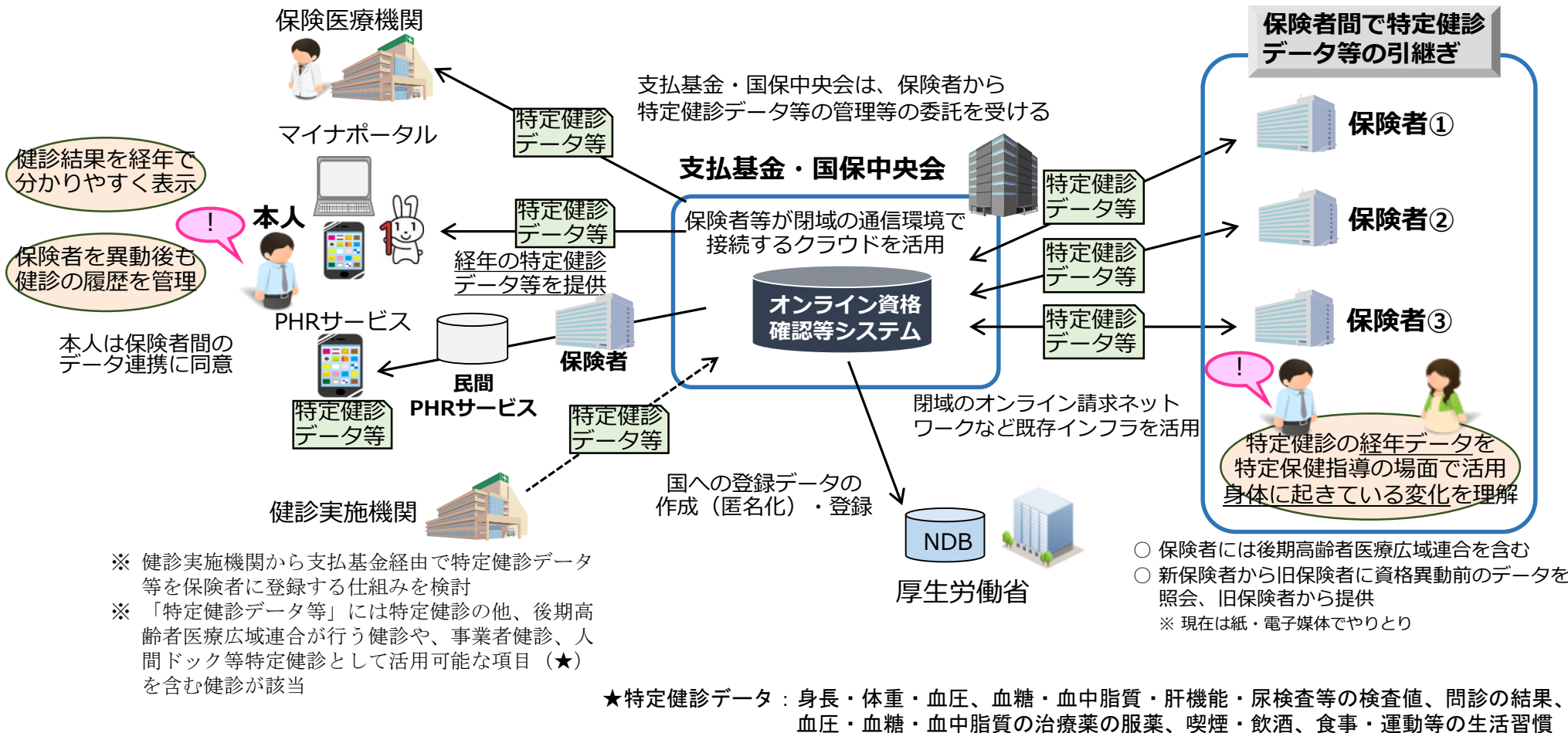
- ・ 引き継がれた特定健診データ等を活用することで、経年の特定健診結果に基づいた、的確な保健指導が提供できる。
- ・ 過去の健診結果を活用することで、加入者等に対して、特定健診・保健指導以外の保健事業の更なる推進ができる。
- ・ オンライン資格確認等システムの環境を活用し、特定健診データ等を集約することで、最適なセキュリティを確保しつつ、効率的なデータの引継ぎが可能となる。

特定健診データ等の保険者間の連携、マイナポータル等の活用（イメージ）

- 特定健診データ等の管理等を支払基金・国保中央会に委託する仕組みとすることで、保険者間での円滑なデータ連携ができる。マイナポータルや民間PHRサービスを活用して、本人が経年の特定健診等の記録を確認できるシステムも整備できる。

（※）PHR（Personal Health Record）サービス：個人の健康データを履歴管理し、健康管理サービスを提供。

マイナポータル等やPHRサービスで特定健診等の経年データを閲覧



特定健診データ等の保険者間の引継ぎ

マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧等の仕組みの主な検討項目

- 特定健診データ等の保険者間の引継ぎ、マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧等の仕組みの構築に向けて、以下の検討事項について、本WGで議論・整理を進めていく。
- その際、オンライン資格確認等システムの構築と平仄を合わせるため、オンライン資格確認等システムの仕様に関わる検討事項から優先して議論・整理を進めていく。

○ 特定健診データ等の管理等に関する主な検討事項

1. 特定健診データ等の管理期間等のあり方

2. 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法、照会・提供の仕組み

- ・ 特定健診データ等の保険者間の効率的な照会・提供の仕組み
- ・ 保険者から支払基金へのデータの効率的な登録方法（匿名化前データの登録方法等）

特定健診情報ファイルの個人単位被保番対応

匿名化前データの登録方法

- ・ 健診実施機関から支払基金経由で特定健診データ等をオンライン資格確認等システムに登録する方法
- ・ レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）への効率的な登録方法（データの匿名化等）
- ・ 2020年度における先行的な特定健診データ等の登録
- ・ 保険者が現在保有している特定健診データベースとの役割分担

3. マイナポータル等での特定健診データ等の表示

- ・ 表示が必要な健診結果項目等
- ・ 加入者の健康管理に資する分かりやすいマイナポータル等での画面表示（経年データの表示方法等）
- ・ 医療機関での特定健診データ等の閲覧方法や表示方法
- ・ 民間PHRサービスとの役割分担やデータの授受の方法（保険者共通サービスとして、どこまでマイナポータルで対応するか）

各検討項目の論点等について

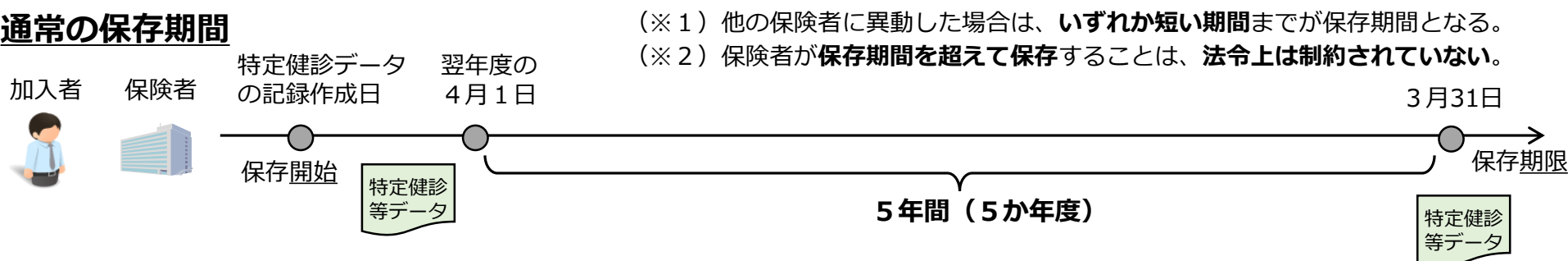
1. 特定健診データ等の管理期間等のあり方
2. 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法、照会・提供の仕組み
 - (1) 特定健診データ等の保険者間の効率的な照会・提供の仕組み
 - (2) 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法
3. マイナポータル等での特定健診データ等の表示
 - (1) 表示が必要な健診結果項目等
 - (2) 加入者の健康管理に資する分かりやすいマイナポータルや保険医療機関での画面表示
 - (3) 民間PHRサービスへ特定健診データ等を連携する仕組み

特定健診データの記録の保存期間（現在の仕組み）

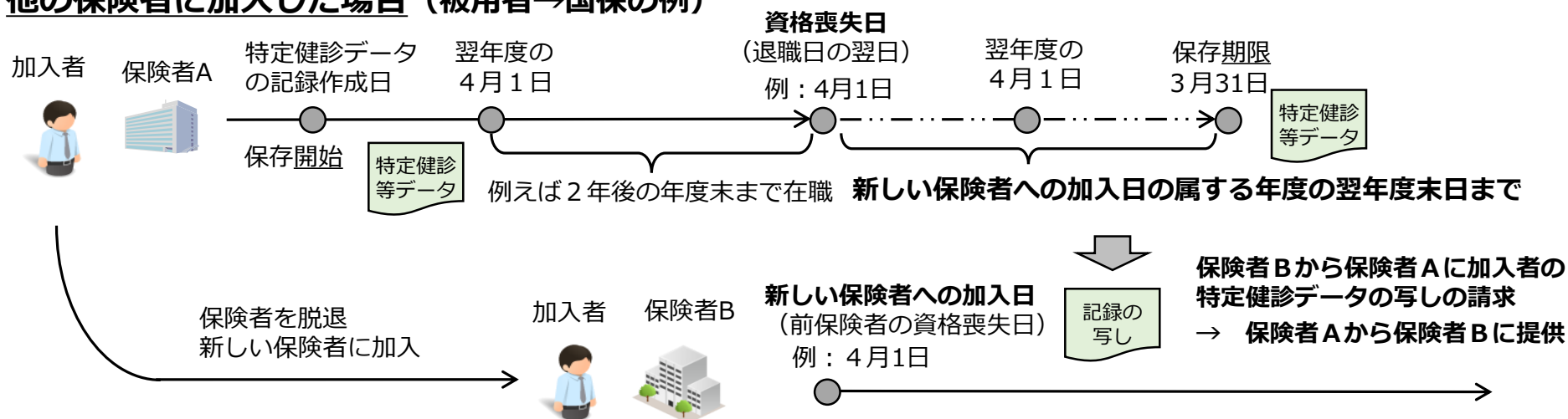
現行

- 特定健診・保健指導は保険者が共通に取り組むものであり、加入者が保険者を異動しても、継続して特定健診・保健指導を適切に実施できるよう、新しい保険者は旧保険者に加入者の特定健診等の記録の提供を求めることができ、旧保険者は本人の同意を得て記録の写しを提供しなければならないとされている（高確法第27条、実施基準省令第13条）。
- 保険者は、過去のデータの活用と引継ぎができるよう、特定健診・保健指導の記録を電磁的方法で作成し、記録作成日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間、又は、他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、保存しなければならないとされている（実施基準省令第10条）。

通常の保存期間



他の保険者へ加入した場合（被用者→国保の例）



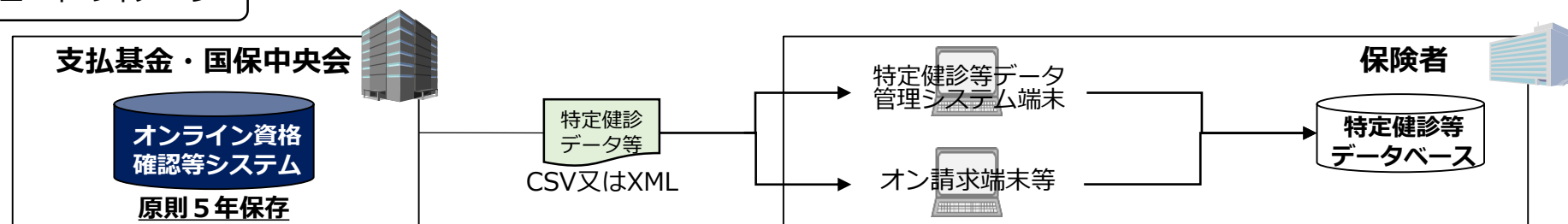
(※) 現在の特定健診・保健指導の記録の保存期間は、制度導入時、一般健康診断（事業者健診）の記録の保存期間が5年であったこと、旧政管健保の生活習慣病予防健診の記録の保存期間が5年目途としていたこと、加入者が保険者を脱退した際に新しい保険者に記録が引き継がれるよう1年程度の一定期間が経過するまでの保存を求める必要があったこと等を勘案して、設定されている。

特定健診データ等の記録の保存期間、ダウンロード

- ・ 現行の法令で規定されている保険者による記録の保存期間を考慮し、オンライン資格確認等システム上に直近5年分の健診データを保存する。データの保存様式等により、コストを抑える工夫を講じる。
- ・ 保存期間の過ぎた特定健診データ等の取り扱いについては、今後、引き続き検討（削除を前提に、事前に保険者に周知する方法や、オンライン資格確認等システム外に一定期間保持する方法が考えられる）。
- ・ 特定健診データ等のダウンロードは、保険者が引き継いだ特定健診データ等を円滑に活用できるよう、必要なときに随時ダウンロードできる仕組みを構築する。ダウンロードの際には、オンライン請求用の端末、国保連合会の整備する特定健診等データ管理システムの端末、「医療保険者向け中間サーバー」及び「住基ネット」へのアクセスに用いる端末（統合専用端末）を活用する。今後、既存のガイドライン（※）においてオン請求端末の活用にあたって課題がないか整理し、必要な対応を講じる。

（※）医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版、レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン

ダウンロードのイメージ



（参考）

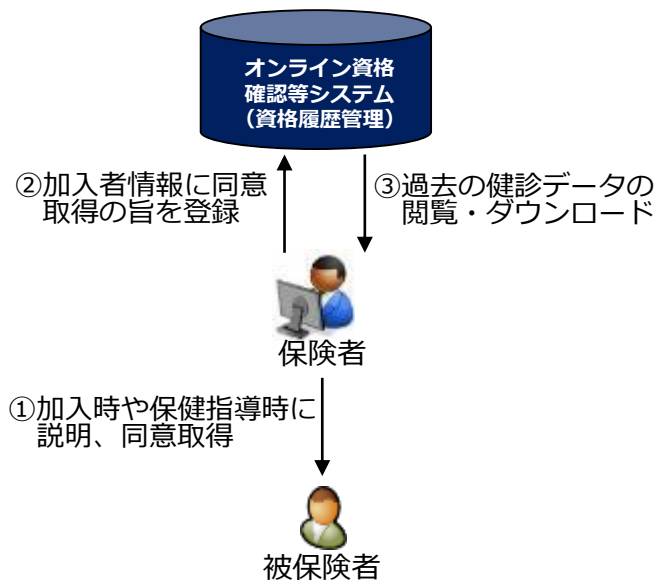
- ・ 加入者が保険者を異動しても、新しい保険者は旧保険者に加入者の特定健診等の記録の提供を求めることができ、旧保険者は本人の同意を得て記録の写しを提供しなければならない（高確法第27条、実施基準省令第13条）。
- ・ 保険者は、記録作成日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間、又は、他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、保存しなければならない（実施基準省令第10条）。
- ・ 特定健診データ等は、年間約3,200万件（特定健診約2,800万件＋後期健診約400万件）発生している。

1. 特定健診データ等の管理期間等のあり方
2. 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法、照会・提供の仕組み
 - (1) 特定健診データ等の保険者間の効率的な照会・提供の仕組み
 - (2) 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法
3. マイナポータル等での特定健診データ等の表示
 - (1) 表示が必要な健診結果項目等
 - (2) 加入者の健康管理に資する分かりやすいマイナポータルや保険医療機関での画面表示
 - (3) 民間PHRサービスへ特定健診データ等を連携する仕組み

特定健診データ等の保険者間の効率的な照会・提供の仕組み（同意の取得・管理）

- ・ 特定健診データ等の引継ぎに係る同意は、保険者の事務を効率化する観点から、過去の特定健診データ等を用いて特定保健指導等を行う保険者において取得することを基本とする。
- ・ 個人情報保護の観点から、保険者が、同意を取得していない加入者に係る特定健診データ等を不必要に閲覧やダウンロードすることのないよう、加入者情報に特定健診データ等の引継ぎに関する同意のフラグを設定する。
- ・ 同意は、加入時や、特定保健指導等の保健事業を提供する際等に取得することを基本とするが、保険者が随時、加入者の求めに応じて、加入者情報を登録・更新可能な取り扱いとする（同意を取得する時期や方法は保険者の判断で運用可能とする）。

同意の取付け・加入者情報登録のイメージ



- ① 保険者が加入者に説明、加入時や保健指導時に、**過去の健診データ等の閲覧**について**同意取得**
- ② 保険者が**加入者情報に同意取得済みである旨を登録**
- ③ 保険者は必要に応じて**過去の健診データ**を**閲覧、ダウンロード**する。

※ 加入者の同意を取得するまでの間は、「非同意」として取り扱う設定とする。

(参考) 特定健診データ等の引継ぎに係る法令、省令

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（特定健康診査等に関する記録の提供）

第二十七条 保険者は、加入者の資格を取得した者（国民健康保険にあつては、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した被保険者を含む。）があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令157号）

（他の保険者が行う記録の写しの提供）

第十三条 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、あらかじめ、当該他の保険者の加入者であった者に対し、記録の写しを提供する趣旨及び提供される記録の写しの内容について説明を行い、かつ、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得なければならない。ただし、当該記録の写しの提供を求めた保険者において説明を行い、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得たことが確認できたときは、この限りでない。

2 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

1. 特定健診データ等の管理期間等のあり方
2. 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法、照会・提供の仕組み
 - (1) 特定健診データ等の保険者間の効率的な照会・提供の仕組み
 - (2) 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法
3. マイナポータル等での特定健診データ等の表示
 - (1) 表示が必要な健診結果項目等
 - (2) 加入者の健康管理に資する分かりやすいマイナポータルや保険医療機関での画面表示
 - (3) 民間PHRサービスへ特定健診データ等を連携する仕組み

特定健診データの記録・管理の体系（現在の仕組み）

現行

- 健保組合・共済の場合、事業主が定期健診結果のうち特定健診記録を保険者に提出している（事業主は法律で記録の提出義務あり）。
 - 協会けんぽの場合、事業主から特定健診記録の提供を受けるほか、協会けんぽが生活習慣病予防健診を実施している。
- （※）健診実施機関から事業主への特定健診記録の登録方法は、事業主との契約による。事業主の委託を受けて健診実施機関が予め特定健診の記録を電子化したり、事業主が保険者に定期健診を委託して、保険者がデータを直接に取得する方法もある。

<健保>

被用者本人



被扶養者



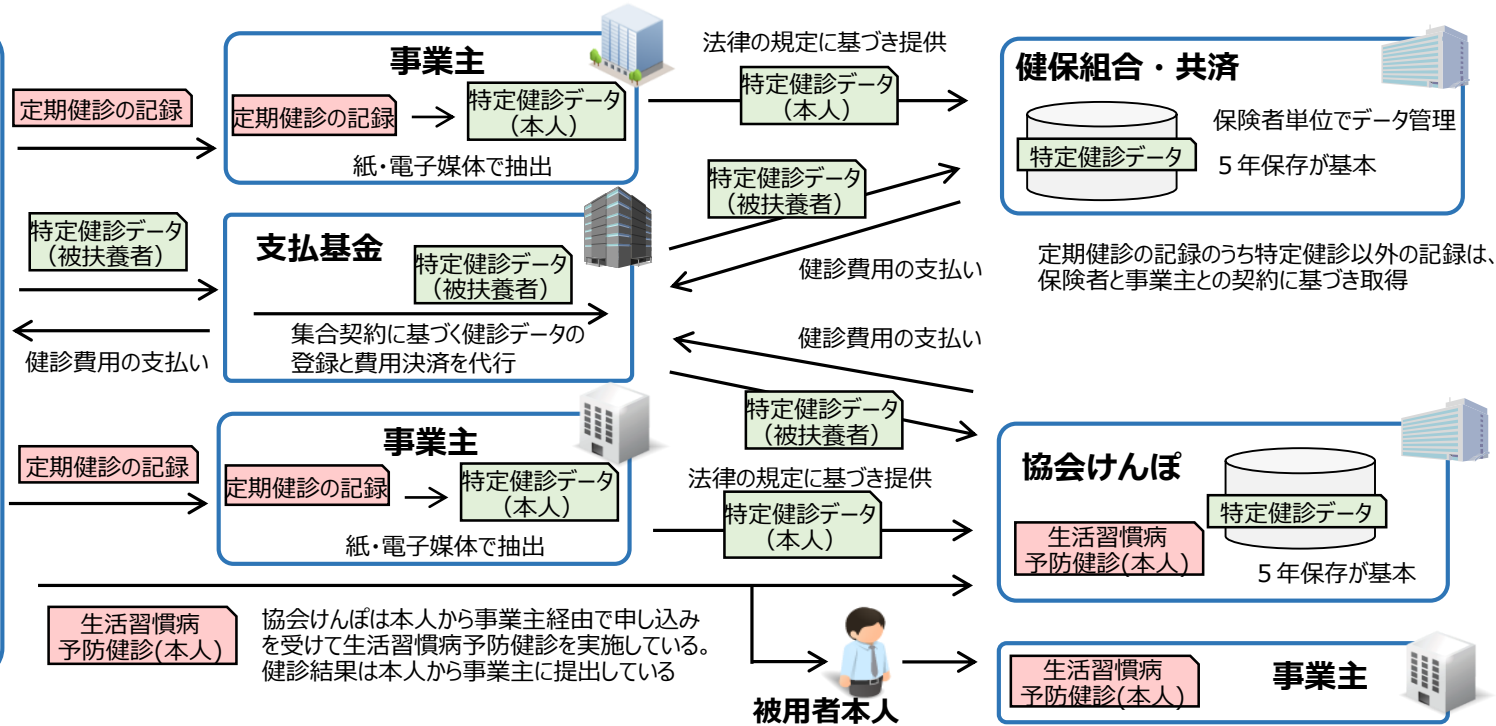
受診券

健診実施機関

職場単位で**集団で定期健診**

人間ドック等により**定期健診**

被扶養者は**特定健診**を受診



- 市町村国保の場合、健診実施機関が特定健診の記録を電子化して国保連に提出し、国保連が保険者の委託を受けて費用決済し、特定健診記録を管理している。住民健診の記録は紙媒体が多く、当該記録の大部は市町村の保健部門が管理しているが、当該記録が電子化されている場合等一部の記録は国保連で管理している。

<国保>

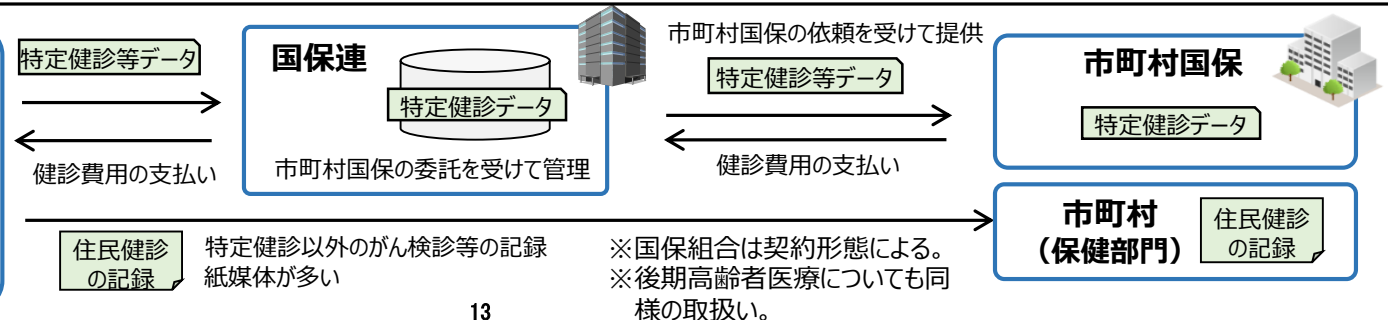
自営業者等



受診券

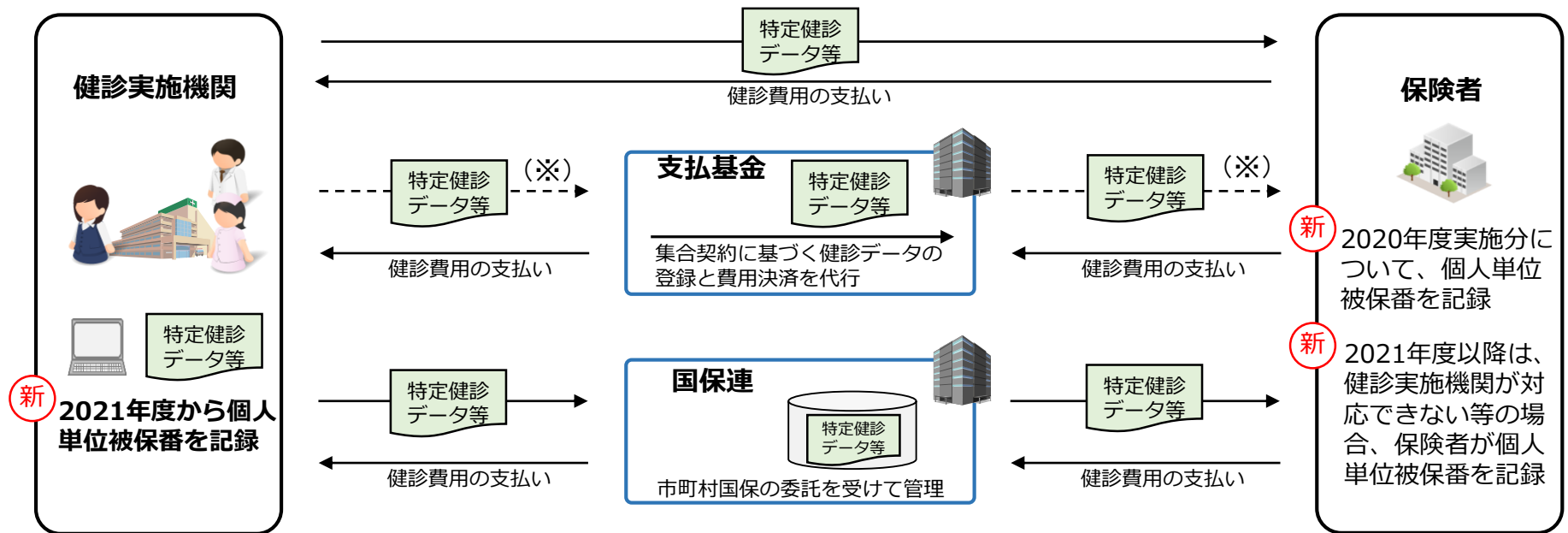
健診実施機関

住民健診を受診
(特定健診・がん検診等)



健診実施機関等における個人単位被保険者番号の記録

- ・ オンライン資格確認等システムを活用した保険者間の引継ぎや、加入者や保険医療機関等がマイナポータル等を通じてデータを経年で閲覧するためには、特定健診データ等に個人単位被保番を記録する必要がある。
- ・ 健診実施機関が作成する特定健診データ等に個人単位被保番の記録が可能となるのは、保険者において受診券等に個人単位被保番が印字可能となる2021年度からであることから、健診実施機関は2021年度から個人単位被保番を記録する。
- ・ 特定健診データ等の個人単位被保番の入力規則は、「被保険者証等記号＋被保険者証等番号＋枝番」とする。当該の個人単位被保番は、電子的な標準様式（特定健診情報ファイル、特定保健指導情報ファイル）における「整理用番号5」に記録することとする。



※ 健診実施機関から支払基金経由で健診データを登録する方法については、決済代行システムの改修後に順次対応する。

特定健診データ等の登録方法①

- ・ オンライン資格確認等システムに登録する特定健診データについては、法定報告に含まれるものを活用することが考えられるが、以下のような制約が生じうる。
 - ✓ 法定報告の時期（健診実施年度の翌年度11月まで）のために、システム上で登録されるまでに相応の期間を要する。
 - ✓ 法定報告に含まれる特定健診データは、年間を通じて加入していた者のデータに限定されるため、年度途中で資格を喪失した者等のデータは含まれない。
 - ・ こうした制約を踏まえ、オンライン資格確認等システムに登録する特定健診データについては、法定報告に含まれるものを活用することを基本としつつ、個々の保険者の実情に応じ、以下の対応も選択可能な体制を設ける。
 - ① 従来の法定報告よりも早いタイミングで特定健診データを登録
 - ② 年度途中で資格を喪失した者の特定健診データを含め、全ての特定健診データを登録
- ※ 後期高齢者医療広域連合が行う健診データは国保の特定健診データの登録方法に準ずる。

特定健診データ等の登録方法②

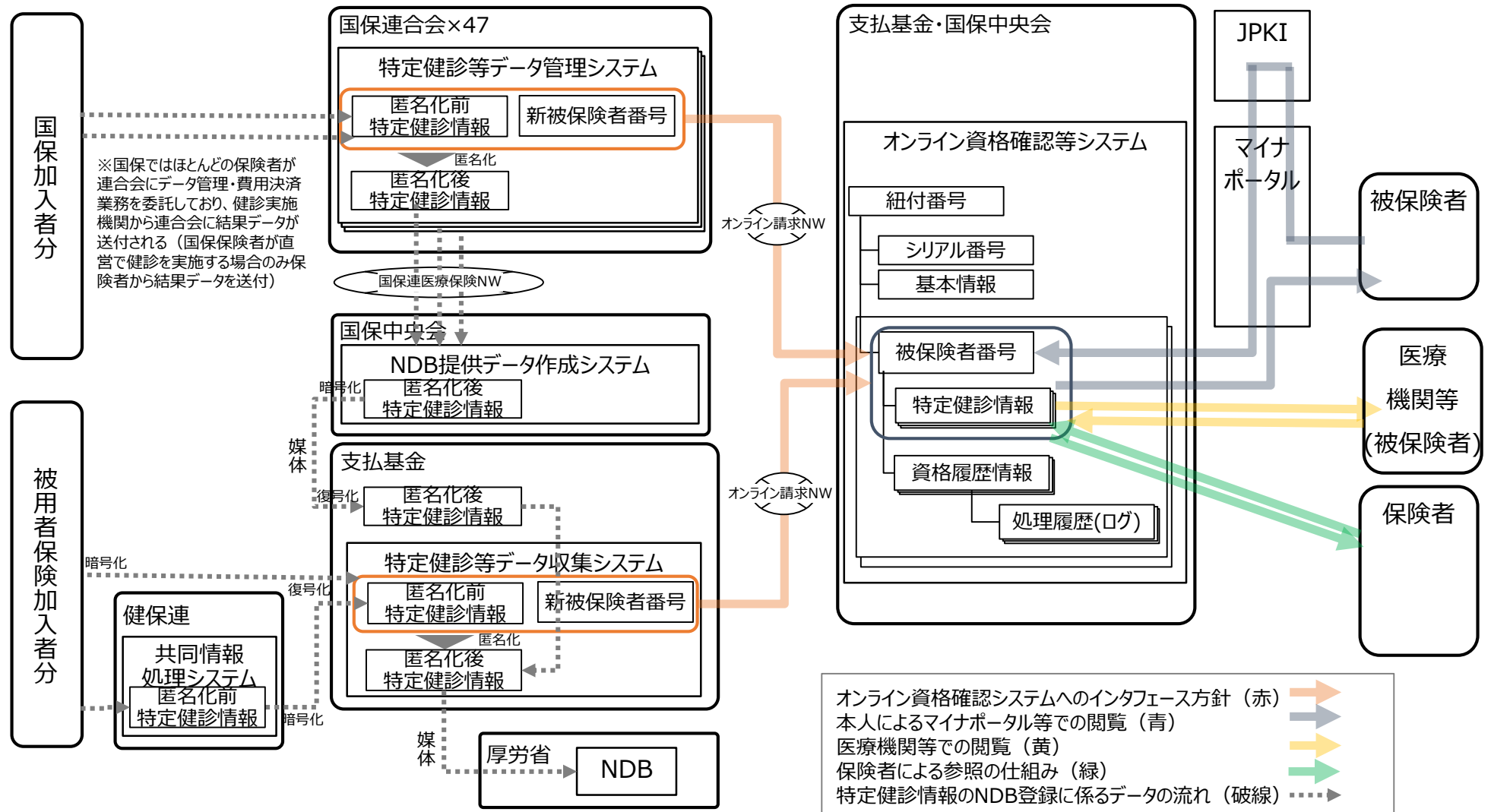
- オンライン資格確認等システムの環境を活用したマイナポータル等での閲覧については、2021年1月から3月については、先行して特定健診データのみを登録可能な保険者を募り、一部の加入者の特定健診データを登録する。

	健診実施年度				健診実施+ 1 年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
現 行 保 険 者 全 て の	特定健診の実施				特定健診・保健指導の法定報告 ☆法定報告（～11月1日） ・現状、早い保険者は5月には報告している ・多数の保険者は10月に報告している			
今 後 保 険 者 全 て の	特定健診の実施				特定健診・保健指導の法定報告 ☆法定報告（～11月1日）			
対 応 可 能 な 保 険 者					健診データのみ先に登録 ・ 2021年1月から3月は、先行して特定健診データのみを登録可能な保険者を募り、一部の加入者のデータ登録を実施			
	健診実施後のタイミング等で、実施した特定健診データ等を登録							

※ 具体的な運用（支払基金での媒体の受入や法定報告よりも早いタイミングで登録したデータがある場合の法定報告データの取扱い等）については、引き続き検討する。

特定健診情報の登録の流れ①（変更後）

特定健診データ管理におけるシステムは、以下の仕組みを想定している。



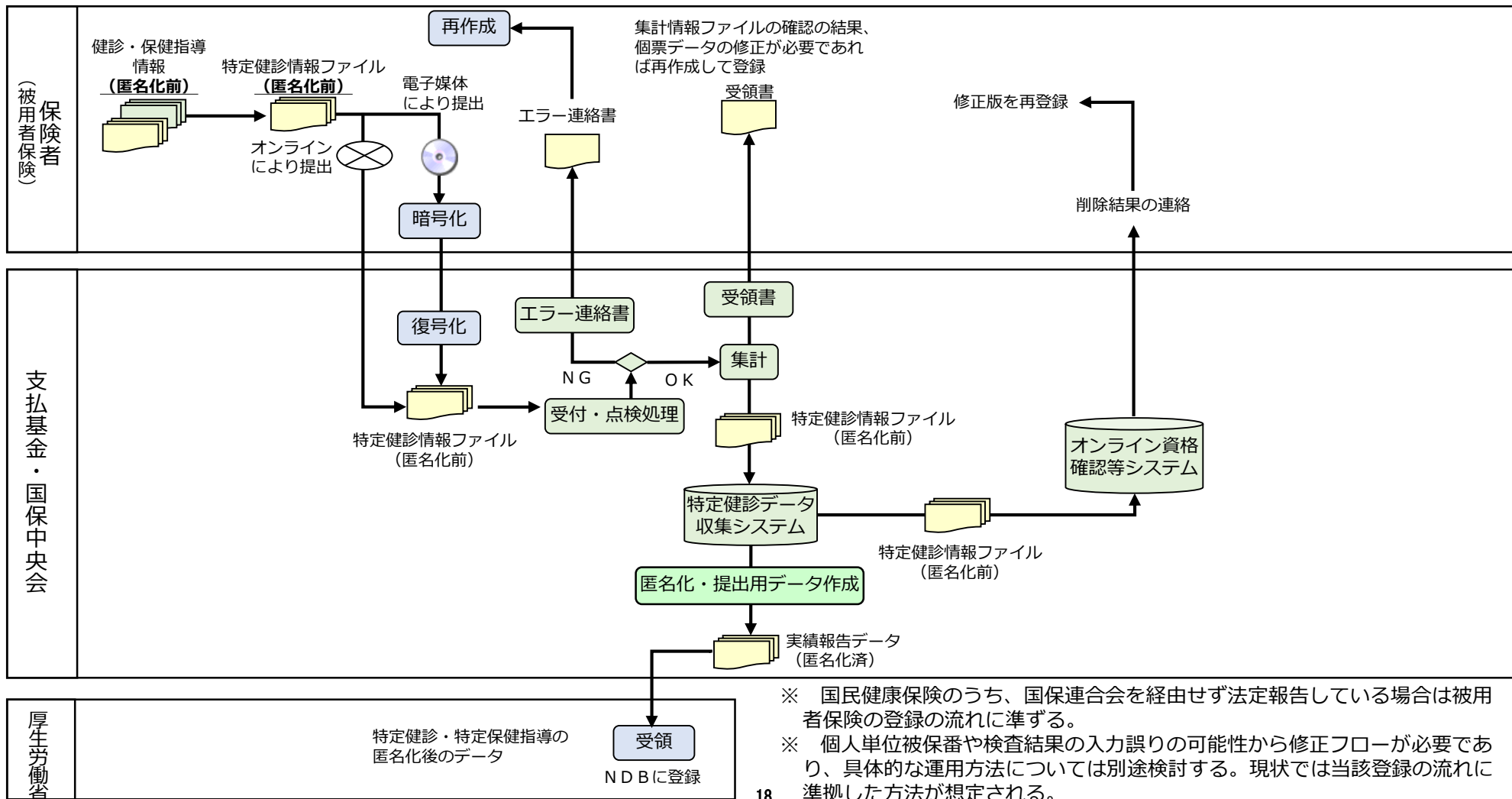
特定健診情報の登録の流れ②（変更後：被用者保険）

〔個人単位被保番の記録について〕

- ・個人単位被保番は2020年度中に保険者において付番されるため、2020年度実施分については、保険者が特定健診データ等に個人単位被保番を記録する。

〔特定健診データ等の登録について〕保険者が下記のいずれかの方法を選択し登録する。①、②ともファイル形式は法定報告と同様（XML）とする。

- ① 法定報告の特定健診情報ファイルを活用することとし、特定健診情報ファイル（匿名化前のもの）を登録する。
- ② 可能な保険者は、法定報告の特定健診情報ファイル（匿名化前のもの）及びすべての受診者分の特定健診情報ファイル（匿名化前のもの）の、2つのファイルを登録する。



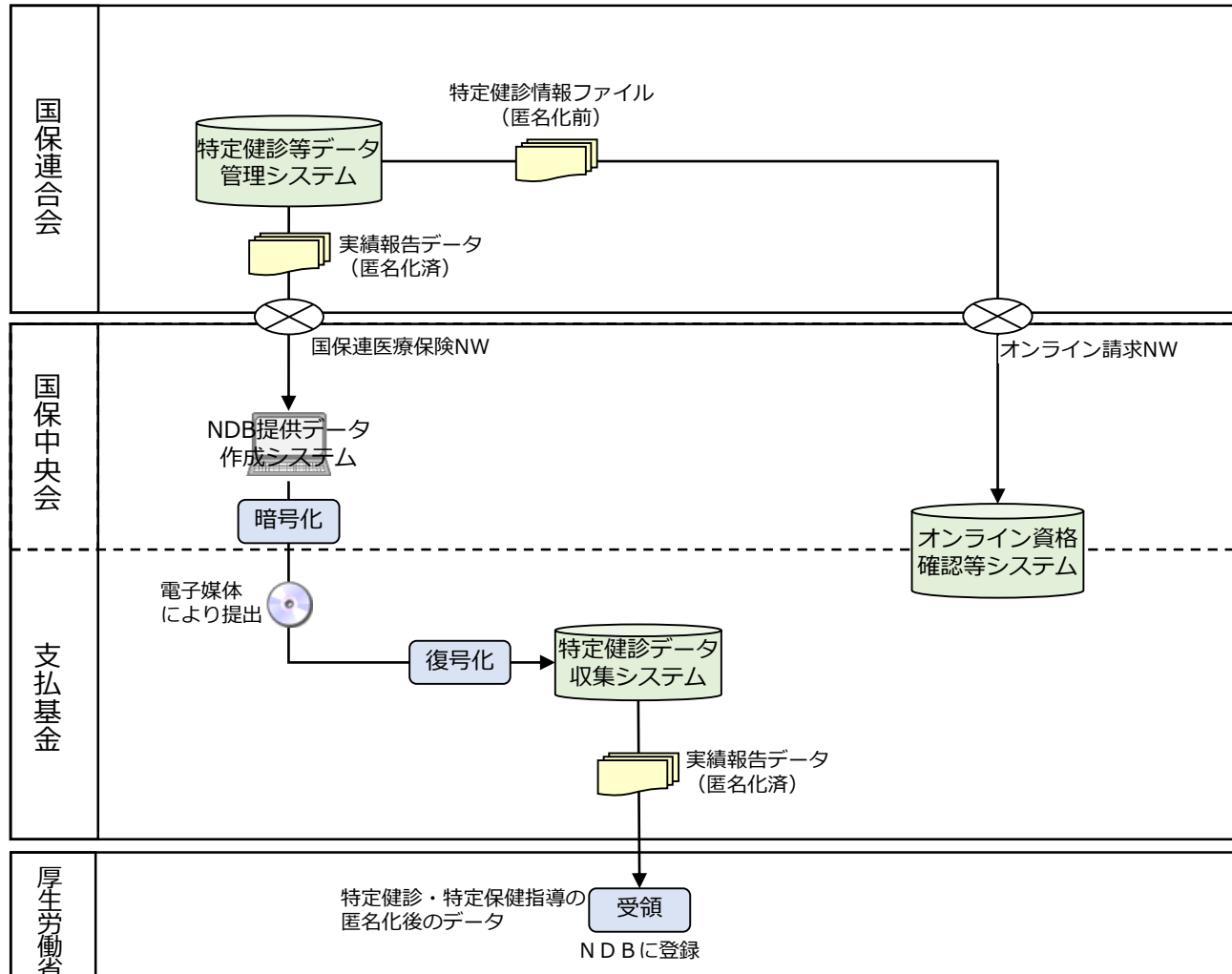
特定健診等情報の登録の流れ③（変更後：国保・後期高齢者医療広域連合）

〔個人単位被保番の記録について〕

・個人単位被保番は2020年度中に保険者において付番されるため、2020年度実施分については、保険者が特定健診データ等に個人単位被保番を記録する。

〔特定健診データ等の登録について〕ファイル形式は法定報告と同様（XML）とする。

・国民健康保険のうち、国保連合会を経由して法定報告している場合は、すべての受診者分の特定健診情報ファイル（匿名化前のもの）を登録する。



(※1) 国民健康保険のうち、国保連合会を経由せず法定報告している場合は被用者保険の登録の流れに準ずる。

(※2) 国民健康保険においては、厚生労働省への実績報告は現行との変更はない。

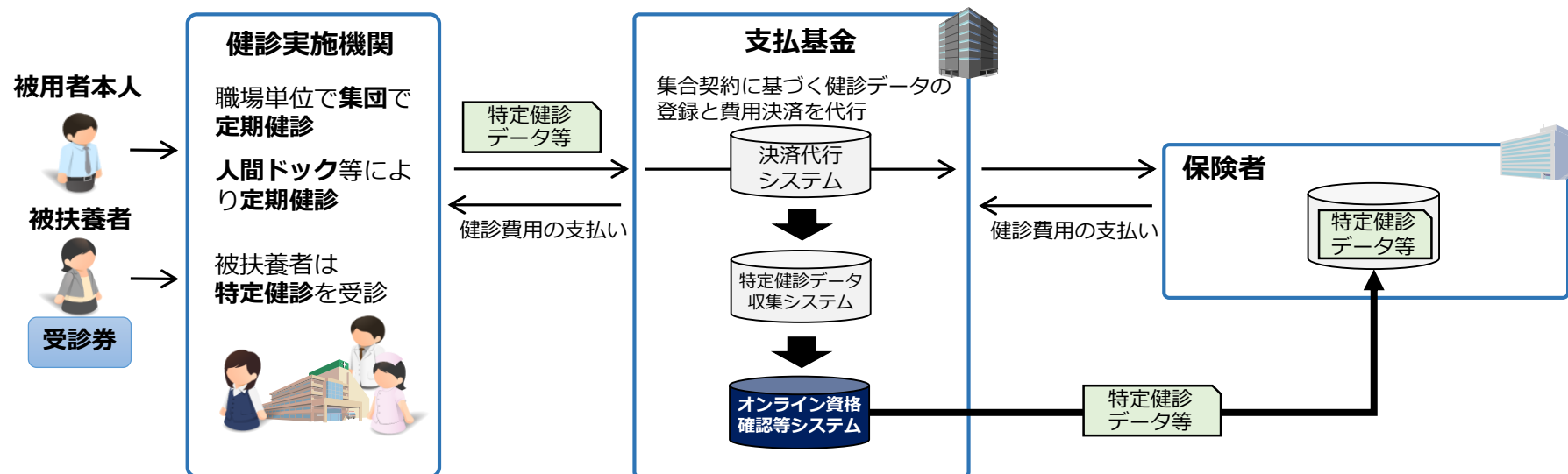
(※3) 後期高齢者医療広域連合が行う健診データはオンライン資格確認等システムにのみに収載する（特定健診情報ファイル（匿名化前）と同様の登録方法を想定）。

(※4) 個人単位被保番や検査結果の入力誤りの可能性から修正フローが必要であり、具体的な運用方法については別途検討する。現状では当該登録の流れに準拠した方法が想定される。

健診実施機関から支払基金経由で特定健診データ等を オンライン資格確認等システムに登録する方法

- ・ 加入者に特定健診データ等を可能な限り早く提供するとともに、保険者が、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のデータを円滑に提供される体制を確保するため、健診データを健診実施機関から支払基金経由でオンライン資格確認等システムに登録する方法の検討が必要。
- ・ 2021年度中を目指して社会保険診療報酬支払基金における決済代行システム等の改修を行いつつ、関係者による具体的な運用の整理を進める。
- ・ 特に、事業者による定期健診データについては電子化されていないことも多くあることから、まずは、定期健康診断等のデータを特定健診データ等のフォーマットに併せて電子化できる健診実施機関等による運用について、優先的に整理する。

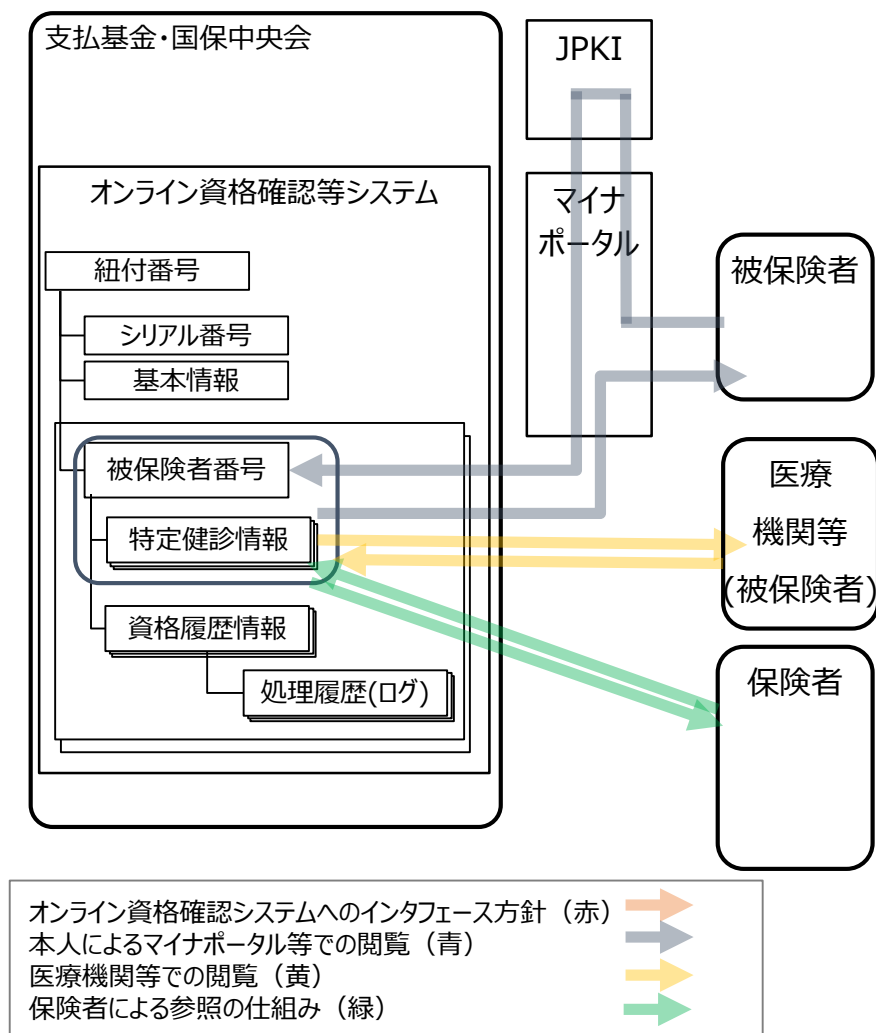
データの流れのイメージ



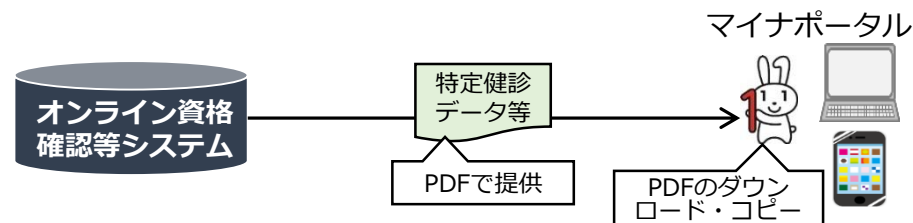
1. 特定健診データ等の管理期間等のあり方
2. 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法、照会・提供の仕組み
 - (1) 特定健診データ等の保険者間の効率的な照会・提供の仕組み
 - (2) 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法
3. マイナポータル等での特定健診データ等の表示
 - (1) 表示が必要な健診結果項目等
 - (2) 加入者の健康管理に資する分かりやすいマイナポータルや保険医療機関での画面表示
 - (3) 民間PHRサービスへ特定健診データ等を連携する仕組み

特定健診データ等のマイナポータル等での表示方法について

- ・ 特定健診データ等の表示は、加入者等が経年の検査結果が把握できるよう、各年度の検査結果を表形式で表示する。
- ・ 検査結果の表示を民間PHRサービスが創意工夫できるよう、マイナポータルにおいて特定健診に係るAPIの公開を前提に、運用についても検討する。



※ 上記はP17より抜粋



表示のイメージ

実施年月日	2022/6/1	2021/6/1	2020/6/1	過去5年分まで掲載
体重	65.0kg	67.0kg	70.0kg	
BMI	23.8	24.6	25.7	
腹囲	80cm	83cm	87cm	
収縮期血圧	135	137	146	
拡張期血圧	75	85	90	
⋮	⋮	⋮	⋮	

- (※ 1) 表示する項目はP26,27を参照。
 (※ 2) 「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」の健診検査項目の保健指導判定値及び受診勧奨判定値を参照し、保健指導判定値は黄色、受診勧奨判定値は赤色にする等の工夫を行う。
 (※ 3) オンライン資格確認等システムにコードで保管される項目(質問票の項目等)は、コードが示す内容を掲載する(コード内容は「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成30年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」(平成29年10月30日)(保発1030第8号)を参照)。
 (※ 4) 75歳を超えた者については、特定健診と後期高齢者医療広域連合が行う健診の双方の質問票情報が閲覧できるよう表示する。

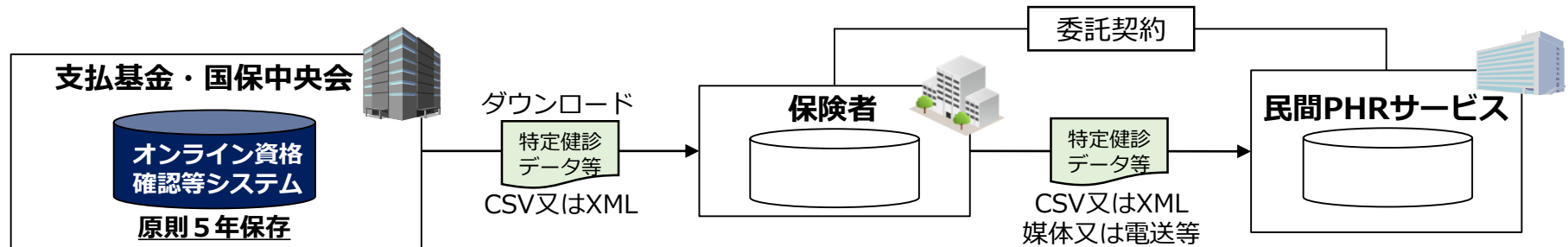
民間PHRサービスへ特定健診データ等を連携する仕組み

- ・ 民間PHRサービスへの特定健診データ等の提供については、運用開始までに、医学的観点等を踏まえながら、特定健診データ等の取扱いのあり方（※）について検討を進めることとする。

※ 特定健診データ等の二次利用（当該データの第三者提供や健康関連の物品の販売等）に係る考え方等

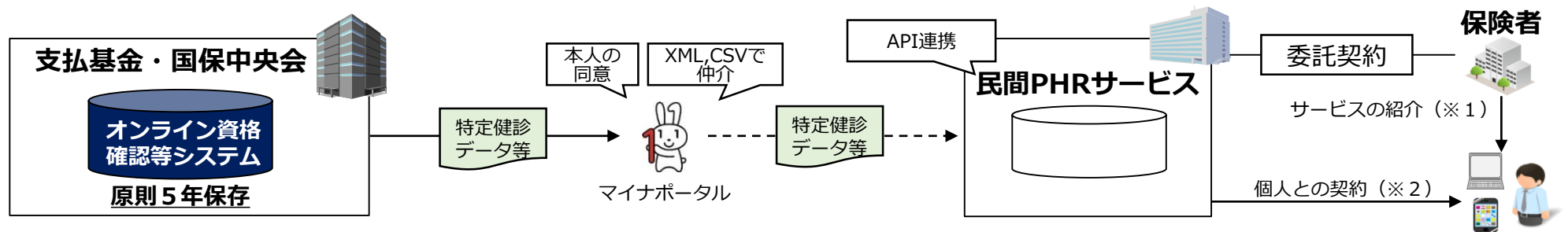
民間PHRサービスへの特定健診データ等の提供（イメージ）

- ・ 民間PHRサービスへの特定健診データ等の提供は、保険者と委託契約関係にある事業者のみを対象とする。
- ・ 民間PHRサービスへの特定健診データ等の提供は、当面の間、保険者がデータをダウンロードして手交することを基本とする。



APIを公開した場合（イメージ）

- ・ 【再掲】より即時性のあるサービス提供が促されるよう、民間PHRサービスに対し、マイナポータルにおいて特定健診に係るAPIの公開ができるよう、検討を進める。



（※1） APIを公開した場合、保険者が、API連携により健診結果を閲覧できるサービスを提供する民間PHRサービスと委託契約を結び、加入者に対して当該サービスを紹介し、利用の意向を有する加入者が、こうしたサービスを利用することとなる。

（※2） 保険者との委託契約の他、個人との契約によりサービス提供を可能としている民間PHRサービスについては、保険者を異動後も個人の契約に基づき、継続してサービス利用が可能になる。

特定健診等データの保険医療機関等での閲覧の仕組み

- ・ 保険医療機関等での特定健診データ等の閲覧方法は、薬剤情報の閲覧方法に準じることとする。
- ・ 特定健診データ等の閲覧可能な項目についてはP26,27を参照。

医療費

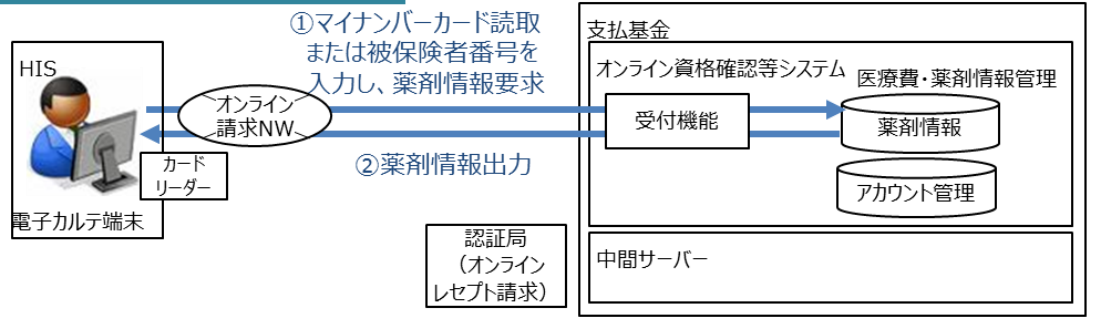
薬剤

○薬剤情報を閲覧する仕組み（イメージ）

- ・ オンライン請求ネットワークを利用して、医療機関・薬局において電子カルテ端末から閲覧する方法は、以下の2案を検討しているが、医療機関・薬局関係者の意見を聞いて整理する。

医療機関・薬局の閲覧 （電子カルテ端末上での閲覧）

凡例 ■ 薬剤情報閲覧における流れ



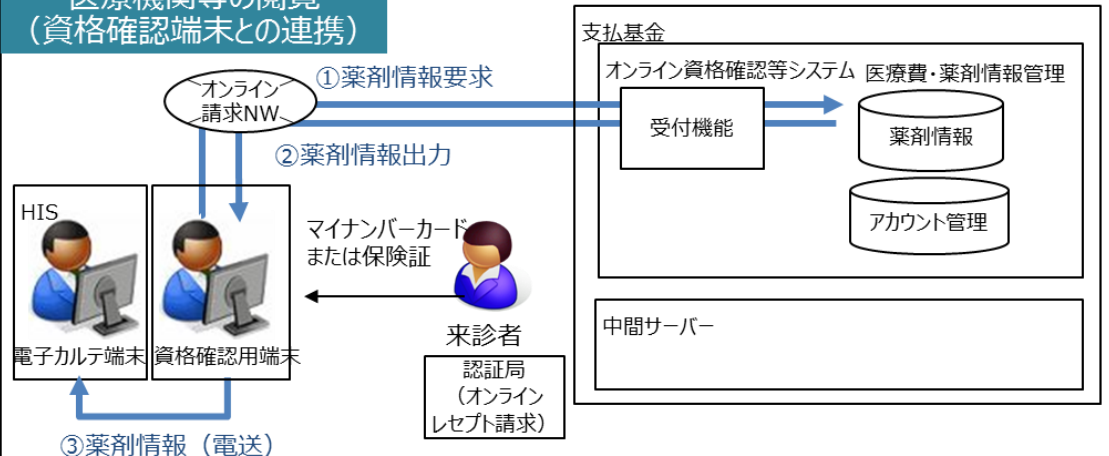
【対応方針】

- ・ 電子カルテ端末から直接接続する場合、オンライン請求NWを利用。
- ・ オンライン請求NWを利用する際の認証は既存流用とし、オンライン請求NWの認証局を利用。

【継続検討事項】

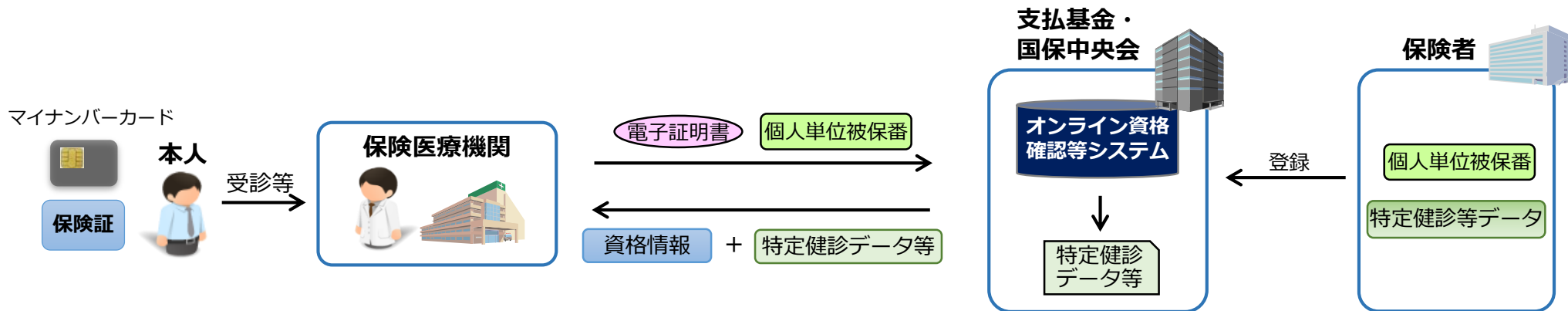
- ・ オンライン請求NWは出力に耐えられる帯域があるか、オンライン資格確認と併せて検討が必要。
- ・ オンライン請求の認証局の増強に関して、オンライン資格確認と併せて検討が必要。

医療機関等の閲覧 （資格確認端末との連携）



保険医療機関で特定健診データ等を閲覧する際の本人同意の方法

- ・ 保険医療機関等で特定健診データ等を閲覧する際の本人同意の方法は、薬剤情報を閲覧する際の本人同意の方法に準じることとする。
- ・ 特定健診データ等を閲覧する仕組みは、本人同意のもとで、支払基金・国保中央会に照会する仕組みとしている。これは、本人が保険者に特定健診データ等を照会する仕組みを前提に、情報照会することについて本人同意を取得した上で、支払基金・国保中央会が保険者の委託を受けて、保険医療機関に情報提供する仕組みとしている。
- ・ 本人の同意の取得方法として、本人が保険医療機関での問診票等の記載の際、「保険医療機関が保険者に対し、特定健診データ等を照会すること（照会方法は、保険者の委託を受けた支払基金・国保中央会に照会する方法による）」について、同意を取得する方法を想定している。
- ・ 受診の都度、本人同意を取得する方法以外に、どのような同意の取得方法が可能か、個人情報保護法等の関係法令との整理を含め、保険者、医療関係者と協議する。



保険者、マイナポータル及び保険医療機関等での特定健診データ等の閲覧項目

- ・ 閲覧項目は、保険者による法定報告（特定健診情報ファイル）をベースとしてオンライン資格確認等システムに登録することから、当該ファイルに記録されている項目となる。
- ・ DV被害者等の情報を保護する観点から、保険者等において居所を類推する情報等が必要以上に閲覧されることのないよう、以下のとおり整理する。
 - 保険者においては、特定健診情報ファイルのすべての項目を閲覧、ダウンロードできるようにする。
 - 加入者及び保険医療機関においては、健診結果・質問票情報を閲覧できるようにする。
- ・ 特定健診・保健指導の効果的な運用や診療場面での活用を想定し、具体的な既往歴や所見等フリーテキストで記録されている項目についても閲覧が可能とする。
- ・ 後期高齢者医療広域連合が行う健診における質問票は現在見直されていることから、見直し後の質問票に対応出来るよう設計する（75歳を越えた者については、特定健診と後期高齢者医療広域連合が行う健診の双方の質問票情報の閲覧を可能とする）。

項目	居所を類推する情報	データタイプ	医療機関への表示要否
特定健診受診情報			
実施区分	—	数字	—
実施年月日	—	数字	○
健診プログラムサービスコード	—	数字	—
特定健診機関情報			
特定健診機関番号	○	数字	—
名称	○	漢字	—
受診者情報			
保険者番号	○	数字	—
被保険者証等記号	○	漢字又は英数	—
被保険者証等番号	—	漢字又は英数	—
個人単位被保番（仮）※	○	漢字又は英数	—
氏名	—	全角カタカナ	○
生年月日	—	数字	○
男女区分	—	数字	○
郵便番号	○	英数	—
受診券情報			
受診券整理番号	—	数字	—

※ 個人単位被保番（仮）【再掲】特定健診データ等を引継ぐ際等に、紐付け番号を呼び出すキーとなる情報。入力規則は、「被保険者証等記号＋被保険者証等番号＋枝番」とする。特定健診情報ファイルの「整理用番号5」に記録する。

〔健診結果・質問票情報〕

項目		居所を類推する情報	データタイプ	医療機関への表示要否
身体計測				
	身長	—	数字	○
	体重	—	数字	○
	腹囲	—	数字	○
	内臓脂肪面積	—	数字	○
診察				
	既往歴	—	コード	○
	自覚症状	—	コード	○
	他覚症状	—	コード	○
	具体的な既往歴	—	漢字	○
	所見	—	漢字	○
血圧（※）				
	収縮期血圧	—	数字	○
	拡張期血圧	—	数字	○
生化学検査				
	中性脂肪	—	数字	○
	HDLコレステロール	—	数字	○
	LDLコレステロール	—	数字	○
	Non-HDLコレステロール	—	数字	○
	GOT	—	数字	○
	GPT	—	数字	○
	γ-GT	—	数字	○
	EGFR	—	数字	○
	血清クレアチニン	—	数字	○
血糖検査				
	空腹時血糖	—	数字	○
	随時血糖	—	数字	○
	HbA1c（NGSP値）	—	数字	○

※1 平均値等、1回目及び2回目のいずれかが記録されているが、マイナポータルや医療機関等での閲覧においては平均値等を優先する。
※2 データタイプがコードである場合、コードが示す内容を表示する等表示方法については引き続き検討。

出典：「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成30年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（平成29年10月30日）（保発1030第8号）及び「平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」（平成29年10月30日）（健発1030第1号、保発1030第6号）より抜粋して掲載

項目		居所を類推する情報	データタイプ	医療機関への表示要否
尿検査				
	尿糖	—	コード	○
	尿蛋白	—	コード	○
血液像検査				
	ヘマトクリット値	—	数字	○
	血色素料〔ヘモグロビン値〕	—	数字	○
	赤血球数	—	数字	○
生体検査等				
	心電図（所見の有無）	—	コード	○
	心電図（所見）	—	漢字	○
	眼底検査	—	コード	○
医師の判定				
	メタボリックシンドローム判定	—	コード	○
	保健指導レベル	—	コード	○
	医師の診断（判定）	—	漢字	○
質問票				
	服薬（血圧、血糖、脂質）	—	コード	○
	喫煙	—	コード	○
	既往歴	—	コード	○
	貧血	—	コード	○
	20歳からの体重変化	—	コード	○
	30分以上の運動習慣	—	コード	○
	歩行又は身体活動	—	コード	○
	歩行速度	—	コード	○
	咀嚼	—	コード	○
	食べ方	—	コード	○
	食習慣	—	コード	○
	飲酒	—	コード	○
	飲酒量	—	コード	○
	睡眠	—	コード	○
	生活習慣の改善	—	コード	○
	保健指導の希望	—	コード	○

特定健診システム関連の改修等のスケジュール（イメージ）

